

告 示

埼玉県告示第三百七号

平成二十四年埼玉県告示第七百四十七号（介護保険法施行条例第一百五十四条第三項第三号等の知事が定める基準）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第三百九十八条第三項第三号及び第四号、第四百三十条第三項第三号及び第四号」を「第四百三十八条の十四第三項第三号及び第四号、第四百三十八条の四十六第三項第三号及び第四号」に改める。